

国臨協関信支部 慶弔規程（内規）

（目的）

第1条 この内規は、国臨協関信支部会員に慶弔があったときの慶弔費支給について定めるものである。慶弔費の支給は常任理事会の承認をもって決定する。

2. 常任理事会は電子メール等による稟議に代えることができる。

（支給事項）

第2条 慶弔金を支給する場合は次の通りとする。

2. 会員本人が死亡した場合の弔慰金

（届出）

第3条 会員本人が死亡した場合は、所属施設連絡責任者より国臨協関信支部事務局への連絡をもって届出とする。

（弔慰金）

第4条 会員本人が死亡した場合は、弔電および供花を添えることとする。

（雑則）

第5条 この内規の改廃は常任理事会において決める。

附則 この内規は令和3年9月1日から施行する。